

# 公益財団法人 富山県スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人富山県スポーツ協会と称し、外国に対しては Toyama Sport Associationと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、スポーツを普及、振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図り、明朗活潑なスポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民のスポーツ振興と体力向上に関する調査研究並びに広報啓発活動
  - (2) 県民の競技力向上の推進
  - (3) 加盟団体の組織の強化育成と相互の連絡調整
  - (4) 競技会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催
  - (5) スポーツの指導並びに指導者の養成と研修
  - (6) スポーツ少年団の育成強化
  - (7) スポーツ功労者の顕彰
  - (8) スポーツ施設、設備、用具等の管理運営
  - (9) その他、前各号に掲げる事業の推進に資するために必要と認められる事業
- 2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として寄附された金品
- (2) 基本財産に繰り入れることを理事会及び評議員会において決議した財産

3 基本財産は理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### **(事業年度)**

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び収支予算)**

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### **(公益目的取得財産残額の算定)**

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## **第4章 加盟団体**

### **(加盟団体)**

第10条 この法人は、次の各号の一に該当するもので、この法人に加盟したものを加盟団体とする。

- (1) スポーツを競技別に代表する県単位の団体
- (2) 学校体育を代表する県単位の団体
- (3) 市町村の地域を代表する体育団体
- (4) その他、前各号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体

### **(加 盟)**

第11条 この法人は、前条の加盟団体になろうとする団体について、理事会及び評議員会の議決を経て加盟させることができる。

### **(負担金)**

第12条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

### **(脱 退)**

第13条 第10条の加盟団体がこの法人を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出するものとする。

2 この法人は、この法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会の承認を得て、これを退会させることができる。

## **第5章 評 議 員**

### **(評議員)**

第14条 この法人に評議員60名以上80名以内を置く。

### **(評議員の選任及び解任)**

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任にかかる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

#### **(任 期)**

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### **(評議員に対する報酬等)**

第17条 評議員は、無報酬とする。

## **第6章 評 議 員 会**

#### **(構成及び権限)**

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

#### **(開 催)**

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### **(招 集)**

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### **(決 議)**

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### **(決議の省略)**

第22条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

### **(議事録)**

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## **第7章 役 員 等**

### **(会長等)**

第24条 この法人に、会長1名及び副会長、顧問、参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 会長及び副会長は、この法人の儀礼的行為を行い、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問及び参与は、必要に応じ、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会長、副会長、顧問及び参与の選任及び解任は理事会において決議する。

5 会長、副会長、顧問及び参与の報酬は無償とする。

### **(役員の設定)**

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事25名以上35名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代

表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### **(役員を選任)**

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### **(理事の職務及び権限)**

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員任期)**

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **(役員解任)**

第30条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### **(報酬等)**

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

## 第8章 理 事 会

### (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ指名した業務執行理事が理事会を招集する。

### (議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長を務める。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ指定した業務執行理事が議長を務める。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

### (決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

### (議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項において、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、第1項の議事録に記名押印する。

## 第9章 専門委員会及び特別委員会

### (専門委員会及び特別委員会)

第39条 この法人には、理事会の議決を経て専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究する。
- 3 特別委員会は、第4条のうち、特定の事柄の運営に関する事項について協議し、調査、審査する。

4 専門委員会及び特別委員会の名称、目的、委員その他の事項は、理事会が別に定める。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

### (解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補則

### (施行)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は寺林 敏、業務執行理事は横嶋 信生、下村 修とする。

4 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事) 寺林 敏, 横嶋 信生, 下村 修, 伊東 与二, 武内 繁和, 西川 友之, 高森 勇, 石澤 宣子, 布村 忠弘, 磯野くに子, 今川 誠一, 荒木 正志, 福田 豊, 貫江 和夫, 坂巻 龍雄, 飛田 昌広, 奥村 祐年, 中浦 悟, 松井紳一郎, 竹島 正隆, 京田 和男, 寺 真喜子, 村田 憲三, 宮脇 哲也, 久世 幸夫, 澤合 文雄, 二川 正博, 大石 昭夫, 西田 義嗣, 坂田 勲, 大西 清征

(監事) 高辻 則夫, 松本 壽夫, 名村 信雄

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山崎 康至, 神田 浩, 湯浅 儀紀, 穴場 隆志, 山中 茂, 前田 芳孝, 蔵堀 茂博, 武田 孝志, 野崎 拓哉, 圓山 尚英, 林 勇次, 永井 彰, 赤川 治, 中野 登, 稲葉 之忠, 大屋 要一, 加賀谷賢二, 田中 幸治, 中山 光広, 上野 茂, 山口 崇和, 澤田 秀夫, 小柴 武洋, 高畑 務, 岡田 健治, 矢郷 博昭, 楠 一雄, 井城 友行, 荒木 純, 岡本 仁, 松住 英樹, 伊勢 博行, 佐々木 正, 開澤 浩義, 山崎 功博, 上田 哲治, 竹中 直志, 堀井 義信, 大井 克彦, 辻 ゆかり, 平井 清, 若宮 春樹, 滝澤 健, 川原 満秋, 中村 一生, 河森 敏弘, 飛田 司朗, 高安 昌敏, 笹山 治一, 濱屋 良正, 清水 賢, 中坪 邦雄, 高倉 正和, 宮崎 治, 宮川 良輔, 東海 慎一, 八橋 謙二, 白川 正秋, 山本 春樹, 中嶋 秀明, 河合 豊, 塩原 義明, 中田 克宣, 前田 智志, 飯作 幹子, 植木 久市, 弓部 裕明, 金子堅太郎

#### 附 則

この定款は、平成27年5月1日から施行する。

#### 附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。